

個別特約

<ソフトウェア使用許諾契約書（使用権パック D）>

最終改定日：2024年11月26日

山形県南陽市和田 3369 番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）が、直接または販売パートナーを通じてお客様に提供する「見守り支援システム」（ライセンス通知書で約款適用条件が「使用権パック D」であるソフトウェア製品をいい、以下「本製品」という。）は、当社およびその他の第三者の著作権、商標等の産業財産権、およびその他の知的財産権で保護された製品です。当社は、お客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本製品の非独占的な使用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとします。

第1条（本製品）

1 本製品は、お客様が別途購入する電気通信事業者等の見守り通報機器および見守り通報サービス等の組合せで、当社が本製品に適用可能であると認定するもの（以下、総称して「見守り通報サービス」という。）から、本製品で対応している各種通報情報を蓄積、整理、または集計を行うことを目的としたソフトウェアです。

なお、見守り通報サービスの名称や目的が異なる場合も、本製品で収集対象となる各種情報の発信・受信の仕組みを提供するサービスは、「見守り通報サービス」とみなします。

2 本製品として提供されるものは、本条第1項のソフトウェアおよび付帯して梱包されるドキュメント類（以下、総称して「本製品等」という。）をその全てとし、その他の物品、知的財産、またはサービス（次の各号に掲げる例を含みますが、これらに限りません）は、本製品等に含まれません。

（1）見守り通報サービス

見守り通報サービスを構成するハードウェア（通報情報の発信、通信、その他見守り通報サービスを実現する目的で使用される通信機器、メールサーバ等を含みますが、これらに限りません）、ソフトウェア、通信ネットワーク（通報情報の伝達に要するもの、見守り通報サービスの提供を受けるために必要となる通信ネットワーク、インターネット接続サービス等）、その他物品、知的財産、またはサービス

（2）本製品の動作環境

本製品を動作させるための環境として、お客様に必要となるハードウェア（本製

品をインストールするコンピュータ、本製品を使用するために必要となる周辺機器および通信装置を含みますが、これらに限りません)、本製品以外のソフトウェア(オペレーティングシステム、データベースマネジメントシステムを含みますが、これらに限りません)、通信ネットワーク、電力、その他物品、知的財産、またはサービス

(3) 本製品の導入、使用のために必要となる環境整備および附帯役務提供

本製品の動作環境の準備、構築、および維持(データベースマネジメントシステムの準備、整備、および維持も含みます)や、本製品のインストール(ハードウェア故障時、交換時等の再インストール、バージョンアッププログラム提供時のインストール作業を含みますが、これらに限りません)、データコンバート作業、操作研修等。ただし、サポート利用規定に基づき無償提供する保守サポートの提供は除きます。

第2条(契約の成立)

お客様は、本製品のコンピュータへのインストール等、利用規約および本特約に基づき当社が付与するライセンスを、お客様が全体、部分を問わず行使した時点で、当社との間に利用規約および本特約に基づく使用許諾契約が有効に成立することに同意するものとします。

第3条(使用許諾)

- 当社は、お客様が正当に入手したソフトウェア使用権(以下「ライセンス」という。)の範囲において、お客様が本製品をお客様のコンピュータにインストールして使用することおよび本製品等を使用する権利を許諾します。
- 当社は、お客様が有するライセンスの情報(ライセンス名、数量、およびライセンス期間)が記載されたライセンス通知書(以下「ライセンス通知書」という。)をお客様に交付します。お客様は、ライセンス通知書がライセンスの正当性および有効性を証する唯一の書面であり、当該書面の提示なくして自ら有するライセンスの正当性および有効性について、当社を含む第三者に対抗できないことに同意します。
- 当社は、ライセンス毎に固有の有効期間を設定し、お客様に提供します。お客様は、有効期間が終了したライセンスは無効となることに同意します。当社は、ライセンス毎の有効期間を、ライセンス通知書にそれぞれ記載して通知します。
- ライセンスの種類または数量に応じて、お客様がコンピュータにインストールできる本製品の種類または数量が異なります。詳細は、以下の通りです。なお、コンピュータの台数は、本製品が直接インストールされるオペレーティングシステム単位で台数を計算するものとします。

(1) 見守り支援システム使用権

- 1本のライセンスについて1台のコンピュータに本製品をインストールし、サー

バとして使用することができます。サーバとは、見守り通報サービスから各種情報の収集、蓄積、データ処理する機能権限を有するコンピュータを指します。なお、サーバは、クライアント端末としての機能権限も有し、本製品の全ての機能権限を使用できます。

(2) 見守り支援システム クライアント使用権

1 本のライセンスについて1台のコンピュータに本製品をインストールし、クライアント端末として使用することができます。クライアント端末とは、サーバが見守り通報サービスから収集、蓄積、データ処理した各種情報を、サーバに接続することによって閲覧等の一部端末機能のみが使用できる機能権限を有するコンピュータを指します。

5 本製品の導入および使用のために必要となる環境整備は、全て、お客様の責任と費用負担で行うものとします。ただし、本項はお客様が当社を含む第三者に有償で委託することを妨げるものではありません。

第4条（バージョンアップ）

1 お客様は、本製品のライセンスの有効期間に限り、当社が次の目的で作成する本製品の最新版の提供を受けることができるものとします。

- (1) 本製品に発見された不具合の修補
- (2) 本製品の機能および性能の変更

2 当社は、本条第1項のバージョンアップの実施詳細（実施内容、実施時期、要望の採否等を含みますが、これらに限りません）を自らの裁量で自由に決定できるものとし、実施詳細には、性能、機能、動作環境、その他の仕様の決定も含みます。

3 お客様はバージョンアップに伴い、問題解決、性能・機能の追加・向上・改善が必ずしも保証されないことに同意するものとします。

第5条（使用許諾の終了）

お客様は、自らのライセンスの有効期間が満了した時点で、当該ライセンスに基づき使用していた本製品をコンピュータからアンインストールし、その他全ての付属品とともに当社に返却しなくてはなりません。ただし、お客様が当該コンピュータで本製品を継続使用するために必要となるライセンスを追加で購入した場合は、この限りではありません。

第6条（保証）

当社は、お客様による本製品の購入後30日間に限り、本製品に内在する重大な瑕疵によって本製品の使用ができない場合は本製品の返品に応じるものとし、その他の場合は、本特約の定めるバージョンアッププログラム提供（バージョンアッププログラムの適用の結果、問題が生じた場合も同様とします）を本製品の品質に関して負うべき責任の全てとします。

第7条（損害賠償）

いかなる場合も、当社が利用規約および本特約に基づきお客様に対して負うべき損害賠償責任は、その原因となった本製品の売買代金の範囲内で、かつ、現実的に発生した通常生じうる損害の範囲に限定されるものとします。

(条項は以上)